

社会福祉施設等に係る消費者事故等の主な公表事例

No.	事業名	消費者事故等の公表事例（消費者庁）	区分
1	認可保育所	保育施設において、幼児が園庭に放置されていた箱に入って、滑り台を滑ったところ、着地時に転倒し、左肘骨折等の重傷。	重大事故
2	認可保育所	保育施設において、写真撮影中の職員が持っていたタブレット端末が幼児の目に当たり、瞼を負傷。	重大事故以外
3	幼稚園	保育施設において、滑り台の下を通り抜けて遊んでいたところ、当該滑り台の裏側の補修していない突起部分に頭をぶつけ、9針を縫う怪我を負った。	重大事故
4	幼稚園	保育施設の園庭において、職員1名で異年齢クラスの園児と一緒に遊ばせていたところ、対象年齢に合っていない遊具で遊んでいた幼児が当該遊具から落ち、顔を負傷。	重大事故以外
5	幼保連携型認定こども園	保育施設において、職員がそばを離れた際に、椅子に座っていた幼児が、当該椅子で右手親指を挟んだ状態で転倒し、右母指末節骨骨折の重傷。	重大事故
6	幼保連携型認定こども園	保育施設において、片付け忘れたボールで遊んでいた幼児が転倒し、脛骨を骨折。	重大事故以外
7	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護施設において、職員が離床センサーの設定を行っていなかったため、利用者の離床に気づかないまま、当該利用者が付添い介助なく、単独で移動しようとして転倒し、右上腕肩骨折の重傷。	重大事故
8	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護施設において、入浴後の移乗介助の際、利用者の左足指がストレッチャーの手すりに引っ掛かり、裂傷。	重大事故以外
9	通所介護（デイサービス）	介護事業所において、職員が利用者を送迎中、送迎車が十字路で一時停止を怠ったため、左側から走行してきた車両と接触し、当該利用者が肋骨骨折の重傷。	重大事故
10	通所介護（デイサービス）	介護施設への送迎車両において、利用者が乗車中であることに気づかないまま、運転手がドアを閉めようとしたため、当該利用者の腕が挟まれ、裂傷。	重大事故以外
11	訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護において、入浴介助中に職員が目を離した際に、利用者がストレッチャーから転落し、病院に救急搬送したが、骨盤骨折による出血により死亡。	重大事故
12	訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護において、移動介助の際、職員が手を離したため、利用者が転倒し、頸椎を骨折。	重大事故以外
13	障害福祉サービス事業所	障害者支援施設において、夜間定期巡回後、利用者が未施錠の箇所から施設を抜け出した後、行方不明となり、後日、遺体で発見された。	重大事故
14	障害福祉サービス事業所	障害者支援施設において、職員が氏名を確認せずに他の利用者の薬を与えてしまい、利用者が薬を誤服用。	重大事故以外（事態）
15	障害福祉施設	障害福祉施設において、ベッドへの移乗介助の際に、職員が利用者のそばを離れたところ、ベッドから転落し、左拇趾基節骨骨折等の重傷。	重大事故
16	障害福祉施設	障害福祉施設において、職員がベッドの柵を上げ忘れたため、寝返りを打った利用者が転落し、頭頂部裂傷の軽傷。	重大事故以外

（注1）消費者事故等の公表事例は、消費者庁で公表を行った代表的な事例を抽出したものである。

（注2）下線は役務サービス（消費者事故等）の問題を指す。